

## 追試験等を認める理由について

下の①～⑦のいずれかの理由によって正規の試験を受けられなかった（受けられない）場合には、申請に基づき、追試験等を認める場合があります。追試験等の実施を希望する人は、本試験の翌日までに（⑥の場合は試験実施前に）教務係までメール連絡を行ったうえ、試験実施後1週間以内に、理由を証明する書類を添付して申請してください。

- ① 公共交通機関が途絶し、代替的交通手段が存在しなかったとき。
- ② 卒業年次の試験において、試験日が国家公務員試験、地方公務員試験、大学院の入学試験等の施行日と重なるとき。（インターンシップや上記以外の就職活動によるものは除きます。）
- ③ 裁判員候補者または裁判員として裁判所に行ったとき。
- ④ 学校保健安全法施行規則18条に規定する「学校において予防すべき感染症」にかかり、医師から出席停止の指示を受けたとき。
- ⑤ 配偶者、一親等または二親等の親族が死亡したとき。
- ⑥ 海外の大学への留学により正規の試験を受けられないとき。（ただし、当該科目の授業に3分の2以上の出席が見込める場合に限りです。また、語学学校や海外インターンシップは除きます。申請については早めに教務係に相談してください。）
- ⑦ その他、本学部がやむを得ないと認める事情があるとき。

追試験等の対象とするのは本学部が提供する科目のみです。他学部が提供する科目については、その部局の教務係に問い合わせてください。

なお、申請に関する不正行為があったときは、その学期に受験した専門科目全部の成績評価を無効とします。さらに、この措置とは別に、大阪大学学部学則第33条に基づき、総長が懲戒（戒告、停学又は放學）することがあります。